

電気工事士免状交付管理システム構築業務企画提案競技実施要領

1 趣旨

電気工事士免状交付管理システム構築業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案及び契約の手順

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容であると認めた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 企画提案競技に付する事項

(1) 委託業務の名称

電気工事士免状交付管理システム構築業務

(2) 業務内容

別紙「宮崎県電気工事士免状交付管理システム調達仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額 9,458,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は契約予定価格を示すものではない。

※支払方法は本業務完了後の精算払を予定している。

4 企画提案競技及び契約の事務を担当する部局

宮崎県総務部危機管理局消防保安課産業保安担当

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁防災庁舎3階）

電話：0985-26-7065 FAX：0985-26-3130

電子メール：kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp

5 仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配付資料

ア 電気工事士免状交付管理システム構築業務企画提案競技実施要領

イ 電気工事士免状交付管理システム調達仕様書（以下「仕様書」という。）

ウ 電気工事士免状交付管理システム構築業務企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

エ 審査基準

オ 応募様式集

カ 契約書案

(2) 配付場所

本要領4の場所及び県ホームページ (<http://www.pref.miyazaki.lg.jp>)

(3) 配付期間

令和4年6月3日(金)から令和4年7月4日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※本要領、仕様書、審査基準、応募様式集については、県ホームページからもダウンロード可能とする。

※資料の郵送を希望する者は、本要領4の担当課まで問い合わせること。

6 参加資格要件

企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1)「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)」第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス(役務の提供)に関する業務で、種目が「T-01:電算処理(システム開発含む)」である者。
- (2)宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (3)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5)この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6)県税に未納がないこと。
- (7)宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8)地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (9)本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者。

7 スケジュール(予定)

- (1)公 告 令和4年6月3日(金)
- (2)参加申請受付期限 令和4年6月20日(月)

- (3)質問書受付期限 令和4年6月27日(月)
- (4)企画提案書提出期限 令和4年7月4日(月)
- (5)プレゼンテーション(ヒアリング) 令和4年7月12日(火)
- (6)審査結果通知 令和4年7月15日(金)

8 参加申請

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申請を行うこと。

(1)添付が必要な書類

- ア 企画提案競技参加申請書(以下「参加申請書」という。)(様式第1号)
- イ 代理人を選定した場合は「委任状」(様式第2号)
- ウ 申請者の概要が分かる資料(会社案内書等)

(2)提出場所

本要領4の場所

(3)提出方法

電子メール、送付又は持込み

※電子メールで参加申請書及び委任状を送付した者は、企画提案提出時に原本を提出すること。

※送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

※参加申請書を受け付けた場合は、消防保安課から電話による確認を行うので、申請日の翌日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)までに連絡がない場合は、消防保安課に問い合わせること。

(4)提出期限

令和4年6月20日(月)午後5時まで(送付の場合も必着とする。)

(5)資格審査結果の通知

資格審査結果の通知は、申請者に対し電子メールにより通知する。

(6)その他

参加申請書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を持込み又は郵送により提出すること。なお、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。

9 説明会

本企画提案競技に関する説明会は実施しない。

企画提案競技及び仕様書等に関する質問については、下記10による。

10 質問及び回答

(1) 質問

本業務及び企画提案競技に関して質問がある場合は、次により質問書（様式第3号）を提出して行うこと。

ア 提出方法 電子メール（アドレス：kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp）

イ 受付期限 令和4年6月27日（月）午後5時まで

(2) 回答

質問者に対して、質問受付日より原則3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に電子メールで回答する。ただし、内容により必要と考えられる場合は、参加申請者全員に電子メールで当該質問及び回答を送信する。

なお、提出期限までに到達しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、回答しない。

11 企画提案書等の提出

企画提案書及び必要な書類の提出は、次により行うこと。

(1) 提出書類及び提案書の記載事項

作成要領のとおり。

(2) 提出部数

作成要領のとおり。

(3) 提出場所

本要領4の場所

(4) 提出方法

送付又は持込み

※送付の場合には、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

(5) 提出期限

令和4年7月4日（月）午後5時まで（送付の場合も必着とする。）

12 受託候補者の選定方法

企画提案競技方式とし、提出された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案と次点を選定する。

(1) プレゼンテーション

提出書類を基にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

ア 日時

令和4年7月12日（火）

イ 場所

宮崎県庁防災庁舎4階防46室（Web開催とする場合もある）

ウ 説明時間等

説明時間は15分以内とし、説明終了後質疑応答を行う。

プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項を基に行うこと。

審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

エ 説明者等

主たる説明者は1名とし、当該業務者の統括責任者又はそれに準ずるものとする。

(2) 審査の方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査する。

(3) 審査結果の通知

参加者に対して電子メール及び書面により通知する。

(4) 審査基準

別紙「審査基準」に基づき審査を行う。

13 受託候補者の決定及び契約

(1) 委託業務に関する詳細について最優秀提案者と協議の上、見積書を徴収し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案を無効とする。

(1) 提案に参加する資格のないものが提案したとき、又は提案後、契約までの間に資格を満たさなくなったとき

(2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき

(3) 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

(4) 同一の者が2件以上の提案をしたとき

(5) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案したとき

(6) 同一の者が2人以上の代理人をしたとき

(7) 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

(8) 見積金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき

(9) その他、指示した事項又は企画提案競技に関する条件に違反したとき

16 その他の留意事項

- (1) 提案に必要な費用は各提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返還しない。
- (3) 提出された企画提案書は提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）による。